



三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市本郷人権文化センター
所在地／三原市本郷北3丁目16番10号
電話／0848-86-3333
FAX／0848-86-3407



5月1日から7日は憲法週間です!! ~この機会に「憲法」について一緒に考えてみましょう~

憲法を学ぶ市民のつどい

テーマ：「身近な生活のなかに見えてくる人権の課題」
講師：広島大学法科大学院（教授・憲法）新井 誠 さん

と き：5月12日（金）18時30分～20時
と ころ：三原市中央公民館 2階 中講堂（円一町二丁目）
※ 車でお越しの場合は、市営円一町駐車場をご利用ください。
（駐車券を会場へお持ちください：2時間無料）
定 員：70人（先着順・申込不要・入場無料）

<新井誠さん プロフィール>



1972年 群馬県生まれ
慶應義塾大学大学院
法学研究科後期博士課程
単位取得退学，博士（法学）
2011年4月
広島大学教授（法科大学院担当）

4月1日（土）から「インターネット人権相談」を開始します。

対面や電話で相談しづらい幅広い悩みに対応するため、インターネット上の専用フォームから人権相談を受け付けます。

【相談の流れ】 相談無料，匿名での相談も可能です。 ※個人間のトラブルへの直接の介入は出来ません。

- ① インターネット上の専用フォームに相談内容を入力してください。
- ② 相談内容を人権相談員が確認し，メールで相談者に回答を送信します。
- ③ 相談者からのメールの返信があれば，人権相談員が再度回答します。

【相談内容の例】

虐待・いじめ・部落差別（同和問題）・性差別・高齢者差別・外国人差別・障害者差別
ハラスメント・インターネット上の誹謗中傷・犯罪被害の相談 など



相談専用フォーム

登録型本人通知制度へ登録を！

※代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に，交付を拒否し，

「登録型本人通知制度※」とは，三原市に住民票や本籍のある人が事前に登録することにより，住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合，その交付した事実を事前登録者に郵送でお知らせする制度です。これは，住民票等の不正請求や，不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

登録する方が増えると抑止力も高まります。ぜひ，登録をしてください。

登録受付窓口は，市民課及び本郷支所，久井支所，大和支所の各地域振興課です。

くわしくは，市民課戸籍係 Tel0848-67-6175へ



市HP

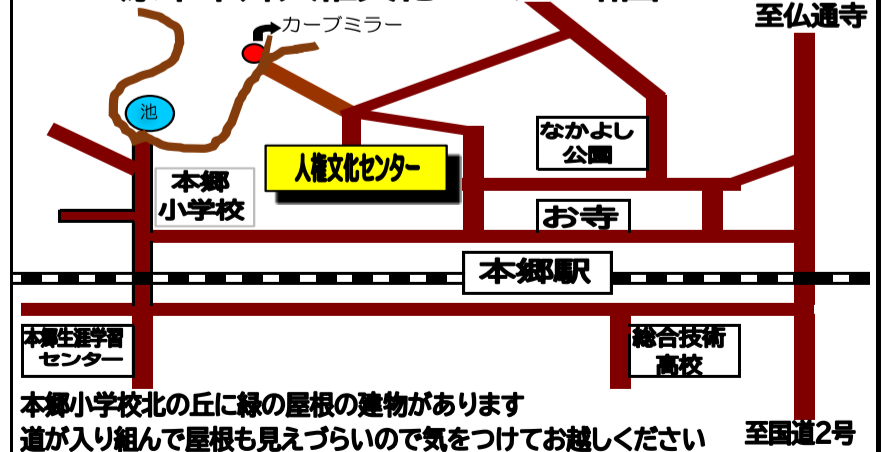
人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は，人権相談員にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。



- と き 土・日・祝日は除く 10時～16時
- と ころ 三原市本郷人権文化センター
- 電 話 0848-86-3333

三原市本郷人権文化センター略図



人権のひろば



学ぶ！SDGs (持続可能な開発目標) (8)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



【目標7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに】

世界ではおよそ10億人弱の人々が電力の利用ができておらず、教育を受ける機会を失い、健康が守られない状況が生まれています。また、およそ30億人が木炭や石炭、動物の糞といった有害で環境や人体に害を及ぼす燃料を調理や暖房に用いています。その結果、屋内の空気汚染により2012年には約430万人が亡くなっています。身体への悪影響などを回避・解消するため、また命に関わるだけでなく、温暖化の原因として地球の持続にとって深刻な問題とし、この目標達成が重要視されています。地球温暖化の最大の原因は二酸化炭素やメタンなどで全体の76%を占めています。世界で使われているエネルギーのうち、再生可能エネルギー(太陽光や風力など)を使って作られたものは、全体の17.5%ほどしかありません。目標では2030年までに、「すべての人が手ごろな価格で近代的なエネルギーをえる」、「環境に良いクリーンな再生可能エネルギーを増やす」などテーマに掲げ、今、世界中で目標7を実現するために、様々な取り組みが開始されています。

私たちが幸せに生きていくために、節電を心がけ、日常生活を少し意識することで、SDGsの活動に貢献し、未来のエネルギーをまもることにつなげましょう。

(参考:国連広報センター「持続可能な開発目標(SDGs)―事実と数字」)



★きょうは何の日? 4月 人権カレンダー

4月7日 世界保健デー

世界保健デーは、世界保健機関(WHO)が設立された1948年4月7日に(WHO憲章)を記念して設けられ、全ての人々の健康増進・保護に向けて世界の国々が協力し合うことや、健康や医療に関する啓発を行うことを目的としています。憲章では、健康とは完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念または経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つであると記載しています。WHOでは、保健関連の社会情勢に合わせた活動テーマを毎年発表しており、世界中の多くの国で、さまざまな健康のためのイベントが行われています。今年のテーマは、「Health for All(すべての人に健康を!)」です。